

福島市「配食サービス」モデル事業指定事業者募集要項

1 事業名称

福島市「配食サービス」モデル事業

2 事業概要

(1) 目的

在宅の要援護高齢者等に対して、市長が指定する事業者により昼食の配送を行い、食事を確保するとともに安否の確認を行うことで、これらの者の介護度の重度化を防ぎ、自立支援を行う。

(2) 事業内容

①事業対象者

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

ア おおむね65歳以上であること。

イ 単身世帯、高齢者のみの世帯又は日中高齢者のみとなる世帯であること。

ウ 事業対象者、要支援1又は要支援2に該当する者であること。

エ 食の自立が困難であること。

②利用者に対する助成額

1食あたり180円

(食事の配送及び安否確認に要する費用を200円とし、そのうち9割分の180円を市が利用者に助成するものとし、1割分の20円は、事業者が設定する弁当代と併せて利用者負担とします。)

③実施予定期間

令和2年4月～令和3年3月

(3) 担当部局

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市 健康福祉部 長寿福祉課 長寿支援係

電話024-525-7657

FAX024-526-3678

(4) 事業者指定までの流れ

①指定の申請

福島市「配食サービス」モデル事業実施要綱に定める「福島市「配食サービス」モデル事業事業者指定申請書」(以下「申請書」という。)を郵送または持参により提出してください。

期間：令和2年7月31日(金)まで

提出場所：福島市 健康福祉部 長寿福祉課 長寿支援係 (福島市五老内町3番1号 福島市役所2階)

②審査・決定

申請書の内容が事業者の指定の要件に適合しているかを審査し、受付後約2週間程度で審査結果を文書により通知します。

③決定後

配食サービスの利用を希望する対象者から指定事業者への申出があった際に、指定事業者が対象者宅への訪問等を行い、市への申請を代行したうえ、市長の決定を受けて弁当の配送等を行います。ただし、市が配食サービスの費用を助成するのは、令和2年4月1日～令和3年3月31日にサービス提供を行った分に限りです。

(5) 事業者の指定の要件

次に掲げる要件のすべてを満たす事業者とする。

- ① 福島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条による暴力団若しくは暴力団員または暴力団員の配偶者と密接な関係を有しないこと。
- ② 租税等の滞納がないこと。
- ③ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある活動を行わないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動その他の業務の勧誘活動を目的としないこと。
- ⑤ 本事業の趣旨及び目的に沿って、利用者に安全面、衛生面、栄養面等に配慮された食事の提供ができるとともに、配食時にその安否の確認を行い、適切な対応がとれること。
- ⑥ その他「福島市「配食サービス」モデル事業実施要綱」「福島市「配食サービス」モデル事業指定事業者に関する基準」に規定する要件を具備していること。

(6) 事業者の指定の申し込み

- ①受付期間 令和2年4月1日～令和2年7月31日
- ②受付場所 福島市 健康福祉部 長寿福祉課 長寿支援係（福島市五老内町3番1号 福島市役所2階）
- ③その他 申請書の郵送又は持参により申し込みを行うものとする。

(7) 指定申請書及び添付書類

- ①指定を受けようとする事業者が法人である場合においては、当該事業者は、指定の申請に際して、次に掲げるものを市長に提出しなければならない。
 - ア 申請書
 - イ 定款等
 - ウ 役員名簿
 - エ 登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
 - オ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める営業許可証の写し
 - カ 暴力団等の排除に関する誓約書
 - キ 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの）※

②指定を受けようとする事業者が法人以外のものである場合においては、当該事業者は、指定の申請に際して、次に掲げるものを市長に提出しなければならない。

ア 申請書

イ 個人事業の開業届出書の写し

ウ 役員名簿

エ (個人で商号を用いる場合) 商業登記簿謄本 (発行後3ヶ月以内のもの)

(個人で商号を用いないで営業している場合) 店舗代表者の身分証明書 (本籍地の市町村役場が発行するもの)

オ 食品衛生法に定める営業許可証の写し

カ 暴力団等の排除に関する誓約書

キ 納税証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) ※

※納税証明書については、次の表に示す指定申請者の区分に応じて、下表の縦の列で○印のある納税証明書 (直近1年分) をすべて提出してください。未納がある場合については、指定の申請の受付はできません。

申請者の区分 納税証明書の種類		法人			個人	
		福島市内に本店を有する者	福島市外に本店を有する者		福島市内に住所・事業所等を有する者	左記以外の者
			福島市内の営業所等を委任先又は連絡先とする者	左記以外の者		
1	法人税・消費税 (税務署で発行したもの、写し可) 納税証明書：その3の3	○	○	○	×	×
2	所得税・消費税 (税務署で発行したもの、写し可) 納税証明書：その3の2	×	×	×	○	○
3	福島市への法人市民税 (個人市県民税)、固定資産税、軽自動車税 納税証明書：原本のみ	○	○	×	○	×
4	個人事業税又は各個人市町村民税納税証明書 (個人事業税については各都道府県、個人市町村民税については各市町村で発行したもの、写し可)	×	×	×	×	○

(8) その他

- ①指定事業者の指定の申請に際しては、本募集要項をお読みいただくとともに、現況の確認や法令等を遵守していただきますようお願いいたします。
- ②その他不明な点等については、福島市 健康福祉部 長寿福祉課 長寿支援係へ問い合わせください。(電話：024-525-7657)